

「12・6、4・6を忘れない 4・8『6日行動』院内集会

講演資料集

講 師：水島 朝穂 さん （早稲田大学法学学術院教授）

テーマ：憲法の改正か、憲法の改ざんか

— 安倍政権の5つの統治手法 —

- (1) 憲法改正の3つの作法 1
「フェイク改憲論戯」から離脱を
- (2) 安倍流9条加憲は「憲法条文内クーデター」 7
明記しても自衛隊の違憲性は問われ続ける
- (3) 憲法的平和主義（Verfassungspazifismus）を考える 10
※ 『神奈川評論』90号（2018年7月）神奈川大学」 掲載
- (4) 立憲主義からの逃走 14

憲法改正の3つの作法

——「フェイク改憲論戯」から離脱を

●早稲田大学法学学術院教授



水島 朝穂 みずしま あさほ

1953年生まれ。1983年早稲田大学大学院法学研究科博士課程満期退学、1997年博士(法学、早稲田大学)取得。1983年札幌商科大学商学部(1984年より札幌学院大学法学部)助教授、1989年広島大学総合科学部助教授を経て、1996年4月より現職。全国憲法研究会代表、憲法理論研究会運営委員長、憲法再生フォーラム事務局長などを歴任。参議院憲法調査会、同外交防衛委員会などで参考人を務める。著書に『平和の憲法政策論』(日本評論社)、『ライブ講義 徹底分析! 安保法制審議』(岩波書店)ほか多数

●憲法改正においては、①高度の説明責任、②情報の公開と自由な討論、③熟慮の期間——の「3つの作法」が前提に置かれるべきである。一方、安倍政権の統治手法の特徴は、①情報隠し②争点ぼかし③論点ずらし④友だち重視⑤異論つぶしであり、全体を貫いているのが「前提くずし」である。改憲を目指して「9条加憲」という強引な提案を唐突に行い、読売新聞はこれを後押しして、憲法研究者からの当然の批判を「世論との隔たり」と言って叩く。作法を踏まえぬ安倍流「フェイク改憲」に頭の体操を挑んで「改憲論戯」に励む暇はない。

1. 憲法改正の「3つの作法」

10年ほど前から私は、憲法改正については、①高度の説明責任、②情報の公開と自由な討論、③熟慮の期間という「3つの作法」が前提に置かれるべきだと指摘してきた¹⁾。

まず、憲法を積極的に「変える」という側には、高度の説明責任が課せられる。この「負荷」は、憲法9条と自衛隊が矛盾しているからとか、制定から何十年もたったからといった程度の説明ではクリアされず、憲法を変えないことによる「不具合」や「不都合」が、より具体的に説明されなければならない。それだけでなく、憲法を改めることによってしか、その

問題は解決できないということも具体的に明らかにされる必要がある。これまで憲法改正がなされなくても、法律や判例の蓄積でこれまでもやってきている。また憲法が改正しにくい構造になっているのも、安易で簡易な改憲ではなく、憲法を現実に生かす努力をすべきことを憲法は促しているとは言えまいか。

9条と自衛隊という論点で言えば、自衛隊の合憲性を政府解釈で認めてきたということは、軍事に対する日本の「自制政策」と言えば、日本の「平和憲法」は諸外国でも肯定的に受け入れられている。自衛隊の「明記」は、この絶妙な「自制政策」を放棄するということであり、単なる「現状維持」にとどまらない

ことを知るべきだろう。

2つ目は、憲法改正に関連する情報の公開と自由な討論の機会が確保されなければならないということである。改憲論にはイメージ満載の「宣伝」が大量に投与される傾向にある。ここで想起されるのは、1916年、ウッドロー・ウィルソン米大統領が「クリール委員会」を設置し、組織的宣伝活動を展開したことである。これにより「半年足らずでみごとに平和主義の世論をヒステリックな戦争賛成論に転換させた」。「必要なのは、誰も反対しようとしないうろろガン、誰もが賛成するうろろガンなのだ。それが何を意味しているのか、誰も知らない」²⁾。安倍流「9条加憲」案も、これに類似しているだけに曲者である。

3つ目は、熟慮の期間として、議論のために十分な時間が確保されねばならないということである。安倍改憲ではこれはまったく顧慮されていない。安倍首相は「2020年まで」と自己都合で改憲期限を設定するなど、落ち着いた議論環境を確保しようなどとはまったく考えていない。一体、このせわしさは何だろう。「9条加憲」案が自民党の関係者にとっても唐突に登場したという経緯からしても、およそ憲法改正の作法に反している。憲法改正と北朝鮮の動向が直結して議論されること自体、憲法改正のまともな議論と言うことはできない。

2. 安倍政権の統治手法と「改憲」突出

最初に「首相」というものを意識したのは小学1年生だったが、当時の岸信介から孫の安倍晋三まで、私に関わった26人の首相による政権運営にはそれぞれの個性が反映され

ていた。その中で、安倍晋三という首相は人の話を聞く共感力と、批判に対する耐性が決定的に欠けている。これは政治家としては致命的弱点となる。それが5年以上も政権を維持しているのはなぜか。

この点で、ドイツの日本研究所が編集した『安倍時代の日本—政治学的分析』³⁾が興味深い。安保関連法、構造改革と「アベノミクス」、メディア政策（特にNHK）、反対運動ではSEALDsの分析までである。この研究で注目されるのは、安倍首相が官僚制に^{たが}箍をはめ（内閣人事局）、決断権限を集中する戦略を追及しているという分析である。それは「私の内閣のもとで」とか「私が責任者だ」という言葉に象徴されるという。第2次安倍内閣以来、この国はかつてないほどに英国のウェストミンスター・システム（一元主義型議院内閣制）に近づいたと評されている⁴⁾。自民党もまた、「クライアント政党」から「専門的な有権者政党」に変わったとも評されている。2016年12月時点の研究をまとめたものなので、「モリ・カケ・ヤマ」の「依怙^{えこひいき}鼠^{ねず}負^{おと}スキャンダル（cronyism scandals）」⁵⁾も、安倍首相が憲法9条の「加憲」を押し出してきたことなどは踏まえられておらず、やや楽観的分析という感もしないでもない。

私は安倍流「5つの統治手法」を、①情報隠し、②争点ぼかし、③論点ずらし、④友だち重視、⑤異論つぶしと特徴づけている。そして、全体を貫いているのが「前提くずし」ではないだろうか。かつてのどの政権よりも、政権運営の前提となる憲法に対して異様な敵意を示す。憲法軽視や憲法無視はこれまでも見られたが、安倍首相の場合は、「みっと

もない憲法ですよ、はっきり言って」という憲法蔑視の域に達している⁶⁾。憲法改正を自己目的化して、異様な粘着質でそれを追求する首相はかつていなかった。

首相に返り咲いた2012年12月から2013年連休前まで、憲法改正手続きのハードルを下げることに特化した「96条先行改正」論を打ち出す。これが与党内でも評判が悪いと見るや、2013年の夏前から「解釈改憲」路線に重点シフトする。まず内閣法制局長官人事に介入。親しい外務官僚を送り込み、それまで違憲としてきた集団的自衛権行使を合憲とする閣議決定を行った。2015年9月にこの閣議決定を具体化した安保関連法が成立するや、その年の秋から、「お試し改憲」という形の明文改憲路線に転ずる。自らは「憲法改正は国会がお決めになること」と、国会審議では憲法9条について不自然なほどに慎重な態度をとってきたのに、2017年5月3日付読売新聞の単独インタビューで、憲法9条2項の戦力不保持を残したまま、「自衛隊を明文で書き込む」という提案を唐突に行ったのである。「2020年に新しい憲法を施行したい」と、明確に期限を区切る大胆な提案だった(日本会議系集会でのビデオメッセージも同様の内容)。

国会ではこの「加憲」提案について質問が集中したが、首相は、「読売新聞をよく読むように」と答弁して驚かれた。自民党内からは、自衛隊を「国防軍」にする自民党憲法改正草案と整合しないという主張が出てきたものの、安倍首相の勢いは止まらなかった。自民党の船田元・衆院憲法審査会幹事は、安倍首相は2度の改正を経て、戦力不保持などを定めた2項を削る「2段階〔改憲〕論」が念

頭にあるとの見方を示した⁷⁾。この「9条加憲」を進める上で口実とされたのが、憲法研究者の自衛隊違憲論の一掃だった。

安倍首相は、2016年2月3日の衆議院予算委員会で、当時の党政調会長だった稲田朋美議員の質問に対して、「7割の憲法学者が、自衛隊に憲法違反の疑いを持っている状況をなくすべきではないかという考えもある」と答弁していた。その1年3カ月後に「9条加憲」の提案を行い、「違憲論争に終止符を打たなければならない」とぶち上げ、「『自衛隊は合憲』と言い切る憲法学者は2割にとどまる」ことを理由に挙げた。違憲論者が7割、合憲論者が2割。何とも計算が合わないし、憲法学という学問の世界に政治的なカウントを持ち込むこと自体が不適切であり、かつ学問の自由に対する侵害ともなりかねないものにもかかわらず、安倍首相にはその自覚がない。どんな条文でもいいから、とにかく自分の手で憲法改正をなしとげたいという思い入れが思い込みとなり、思い違いから壮大なる勘違いに発展している。安倍首相による改憲は、「フェイク改憲」と言わざるを得ない。

読売新聞はすかさず、憲法記念日を前に「憲法学者意向調査」を行って、安倍首相の「2段階改憲」路線に援護射撃を行った。次に、私の体験を報告しよう⁸⁾。

3. 『読売』憲法学者アンケートの怪

3月26日付消印で、「憲法に関するご質問について」という文書が私の研究室に届いた。送り主は読売新聞東京本社編集局総務兼政治部長の前木理一郎氏である。これまでの他社のアンケート調査はすべて、社会部から送ら

れていたもので、「政治部」という封筒の表記からして、これは怪しいというのが第一印象だった。2度にわたる郵便での送付にも、メールでの督促にも一切返信しなかった。私がこの調査への回答を拒否することにしたのには2つ理由がある。

1つは、調査手法が安易で簡易、サンプルの使い回しだったからである。この調査は、憲法に関する重要判例を解説する『憲法判例百選』I、II（第6版）（有斐閣、2013年）の執筆者210人のうち、故人や連絡がつかなかった人を除く203人を対象にしたという。しかし、5年も前に出版された本の執筆者に聞いても、いまの憲法学界の声を代弁したことにはならない。しかもこのサンプルは2015年の安保関連法案の審議過程で、東京新聞やテレビ朝日「報道ステーション」が憲法学者の意見分布を調査した際に使ったものだった。

ちなみに、2015年当時、NHK社会部が行った憲法研究者のアンケート調査は、憲法・行政法の最大学会である日本公法学会の会員・元会員（名誉教授）1146人にアンケートを郵送して行った地道な調査だった。この時は、私はすぐに回答した。集団的自衛権行使は「違憲・違憲の疑い」が89%、「合憲」は7%にすぎなかった（回答なし4%）。この結果については、NHK上層部が安倍政権に過度に付度して、当初予定していた7時のニュースでの公表を止められ、結局、「クローズアップ現代」の枠の中で短く紹介されたにすぎなかった。ニュースで流れれば、安倍政権に愉快でない結果になっただろう。私は調査結果を独自に円グラフにして紹介した⁹⁾。この円グラフを拡大パネルにして、国会で質疑に

使った野党議員もいた。

私が読売の調査に応じなかった理由のもう1つは、前木政治部長名でアンケートが送られてきたからである。前木政治部長が社長賞をとった「安倍単独インタビュー」の1年後に、前木部長を責任者として、「自衛隊違憲論を払拭するために改憲は必要」という安倍首相のむちゃくちゃな論理を補強する目的で憲法研究者アンケートを実施する。安易で簡易な調査手法による、政治部主体の高度に政治的なアンケート調査には協力できない。これが私の回答拒否の理由である。

読売新聞5月2日付によれば、4月24日までに59人から回答を得たという。回答率はわずか29%。3割にも満たない回答で、これを「憲法学者の見解」として大新聞が総合面トップに公表したわけである。調査対象者の7割以上が回答しなかったという事実は重い。とはいえ、回答した友人や同僚たちは、この作為的なアンケートに対しても、言葉の真の意味で誠実に、真摯に、丁寧に対応していた。その一端は、5月2日付紙面からも見て取れる。

「若手学者に自衛隊合憲論」「憲法学者意向調査」という見出し。「国民の間で合憲論が浸透している自衛隊について、半数超が『違憲』と回答するなど、世論との隔たりが大きいことが明らかとなった。その一方、中堅・若手の間では合憲論が目立ち、憲法学界の潮流の変化の兆しがあることも分かった」というリード文からして問題である。回答者59人のうちの31人が「違憲」、21人が「合憲」と答えたからといって、「憲法学界の潮流の変化の兆し」と断定するのは、いかにも強引である。憲法研究者は政治的主張としてでは

なく、憲法解釈として学問的に回答しているのであって、紙面に紹介されている同僚たちの主張からそれがうかがえる。

「自衛隊の合憲性に関する回答を年代別に見ると、50歳代、60歳代、70歳以上では『違憲』が多数を占めたが、30歳代と40歳代では『合憲』が多く、世代間の温度差がうかがえた」という記述が14版にあるが、13版では年代間の違いは淡々と事実のみが書かれていた。14版で「世代間の温度差」という文言が挿入され、ことさら世代間の違いを強調して、メイン見出しの「若手学者に自衛隊合憲論」につなげようとしていることがわかる。

問題は、この回答率29%の失敗した調査から強引に、「憲法学者」は世間の常識とずれている、若手に合憲論の兆しがみられるという、安倍首相に都合のいい、恣意的な結論を導いていることである。これはアンケート調査としては邪道である。

たまたま憲法記念日の講演をするため愛媛県松山市で宿泊したホテルで、読売新聞大阪本社13版を入手した。それと、自宅から持ってきた東京本社14版（最終版）を比較してみ、加筆、修正、見出し追加が確認できた。まず、「全体では『違憲』半数超」という見出しは、14版では「『違憲』半数超 世論と隔たり」に修正された。憲法学者の常識は世間の非常識と言いたいのだろう。

一番の変化は、13版で、「自民改憲案へ懸念示す」という見出しで「任務拡大する恐れ」「違憲論争決着せず」というそれぞれの意見の小見出しがあったのがバツサリ削除され、「首相『論争に終止符 責務』」という見出しに変えられたことである。何人かの憲法

研究者の意見を削って、5月1日にヨルダンの首都アンマンで行われた安倍首相の記者会見の内容が書き込まれている。「違憲論争に終止符を打つことが今を生きる政治家としての責務と考える」という言葉も。13版段階で担当記者たちがまとめた憲法研究者の意見を無造作に削って、安倍首相の「思い」を書き込んだわけである。

憲法研究者の意見を紹介する囲みの部分でも、「首相は、憲法学界の違憲論解消を改憲の目的の一つとしており、意向調査の結果はその論拠を補強するものになっている」という、13版にはなかった文章が挿入されている。しかも、13版ではこの囲みの部分には、憲法研究者の意見だけでまとめられていたのに対して、14版では、「自民党の高村正彦副総裁は『我々は政治家であって学者ではない。政治家が作らなければならないのは理論的にベストの案ではなく、“実現可能なベストの案”だ』と主張している」という文章が結びに挿入されている。せっかく担当記者が、アンケートの意見をまとめた記事に仕上げたのに、それが高村氏特有の高飛車な物言いで締めくくられている。13版から大きく変わったのは特にこの囲み記事である。

ちなみに、13版の締め切りは午後11時前後、最終14版の締め切りは午前1時くらいまでいく。紙面構成からして、企画もののアンケート調査のような記事は13版段階で確定するのが通常で、早版の地方にも、14版の東京・大阪にもほぼ同じ紙面が届く。総合面の企画ものにここまで極端な変更が加えられたのは極めて異例である。2日付朝刊担当デスクのレベルを超えて、局デスク（編集局

次長) 級か、あるいは前木政治部長自らが午前0時から1時の間に直接手を加えたのではないか。安倍首相のヨルダンでの記者会見は1日夜だから、それをできるだけ反映させるべく付度^{そんたく}して、自ら手を入れていったのだろうか。憲法研究者が誠実に回答したものを、ここまでねじ曲げ、最後は高村副総裁お得意の、「憲法学者なんぞが決めるのではない、我々政治家が決めるのだ」という趣旨^{こうま}の傲慢無知の言説で結ぶ。これほど、回答した59人に失礼なことはない。回答率3割以下という、アンケートとしては失敗したものが、予想以上に露骨な政治利用をされたのである。こうなったのも、前木政治部長と安倍首相との不自然かつ異様な距離と関係しているように思う。前木氏が首相と何度も会食していることは、新聞の「首相動静」欄からも明らかである。

安倍首相は、「96条改正」に始まり、「お試し改憲」を経由して、昨年「9条加憲」という強引な提案を唐突に行っている。そして、「憲法学者の違憲論の一扫」を言う。これは、学問の自由の存立にかかわる。読売新聞社は、首相の「9条加憲」論を押し出しておきながら、憲法研究者からの当然の批判を「世論との隔たり」といってたたき。まさに「マッチポンプ」ではないか。

無作法者への対案

安倍首相は憲法改正について「対案を出せ」としばしば国会などで野党に迫っているが、これには既視感がある。「国際貢献」「政治改革」「規制緩和」。常に既存の仕組みを変える側がフェイクを多用して議論を狭め、一定の方向に追い込み、特定の結論に誘導する手法

を取っているとき、必ず「対案」を出せといってくる。これがフェイク政治であり、そういう手法を使って憲法改正に持ち込む戦略と戦術の総体を、私は「フェイク改憲」と呼ぶ。

憲法改正の3つの作法と安部政権の特徴をもう一度見比べてみよう。情報隠し、争点ぼかし、論点ずらしで説明責任を果たさない。友達重視、異論つぶしで自由な討論を妨げる。前提くずしの目くらましで熟慮の期間を与えない。憲法改正の「作法」を踏まえぬ安倍流改憲に対しては、そもそも対案は不要である¹⁰⁾。安倍流「フェイク改憲」に「頭の体操」を挑んで、「護憲的改憲」だの「改憲的護憲」だのという「改憲論戯」に励むいとまはない。「改憲ノー」が対案である。

なお、関心のある方は、拙著『はじめての憲法教室—立憲主義の基本から考える』(集英社新書、2013年)、『18歳からはじめる憲法(第2版)』(法律文化社、2017年)を参照されたい。

注

- 1) 水島朝穂『憲法「私」論』(小学館、2006年)213頁
- 2) ノーム・チョムスキー=鈴木主税訳『メディア・コントロール』(集英社新書、2003年)13-14頁、27頁
- 3) Steffen Heinrich und Gabriele Vogt(Hrsg.), Japan in der Ära Abe: Eine politikwissenschaftliche Analyse, München 2017, S.1-291
- 4) Ebenda ,S.282
- 5) The Gaurdian,17 April 2018
- 6) 『朝日新聞』2012年12月15日付
- 7) 『毎日新聞』2017年9月2日付
- 8) 筆者が開設するウェブサイト「平和憲法のメッセージ」より、直言「読売マッチポンプの罪」(<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2018/0507.html>)
- 9) 同、直言「NHK 憲法研究者アンケートのこと」(<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2015/0727.html>)
- 10) 水島朝穂「安倍『九条加憲』に対案は必要ない—憲法改正の『作法』」(岩波書店『世界』2018年1月号)64-71頁



今年5月3日の憲法記念日に、改憲を訴える集会で流された安倍晋三首相のビデオメッセージ。(提供/共同)

安倍晋三首相は、憲法9条1項と2項を存続させて、「9条に自衛隊を書き込む」という新方式を唐突に提案した。これは単なる「現状維持」どころか、そのもたらす効果はあまりにも危険である。

第一に、9条2項は「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と規定している。政府解釈は、自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力(自衛力)」であり、2項の「戦

check!
安倍改憲案がダメな理由
 その1

STOP! 壊憲
 加憲はキケン

安倍流9条加憲は「憲法条文内クーデター」

明記しても自衛隊の違憲性は問われ続ける

安倍晋三首相が5月3日に表明した、自衛隊の存在を9条3項に明記する「9条加憲」案。「自衛隊記入だけなら現状を明記するだけだから」と警戒解除してはいないか。実は、その「現状」こそが危険なのである。

水島 朝穂

力」には当たらないとし、自衛のための必要最小限度の範囲内にとどまれば、核兵器を保有することも合憲と解釈している。したがって、「自衛力」の明記で、「自衛のための」核兵器の保有が可能であることが憲法上確定する。

7月7日に国連で核兵器禁止条約

ら安心」ではない。維持されたいうまさにその「現状」に危険な内容が含まれているのである。

「殺されるリスク」増

第二に、安倍政権は「自衛のための必要最小限度の実力」に集団的自衛権の一部が含まれるという違憲の解釈変更を行なったので、明記される「自衛力」には集団的自衛権の一部が含まれることになる。北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)や中国が米国を攻撃した場合、日本は、北朝鮮や中国から攻撃を受けていないにもかかわらず、「自衛のため」と称して攻撃することができると。これは、北朝鮮や中国からみれば、日本が先に攻撃したことになるから、その報復攻撃は免れない。

集団的自衛権を認める改憲に賛成するということは、報復攻撃により一般市民が殺害されるリスクを覚悟するということである。厳しい言い方であるが、新9条に賛成する人たちは、報復攻撃を受けて自分が死んだり家族、恋人、友人が殺害されたりしても、政府を批判する資格はない。「北朝鮮、中国が危ないから」という理由で先に手を出して、外国人を殺害したあげく、報復攻撃を受けたら、「許せない」というのは、身勝手極まりない。安倍流「自衛力」の明記で、「専守防衛」まで引き戻す憲法上の根拠が失われるのである。

第三に、明記される「自衛」の拡大解釈を防ぐ手立てはないことにも注意しておく必要がある。「自衛」の解釈として、政府は従来、「武力の行使」が許容されるのは、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」に限られるとしてきたが、安倍政権は、集団的自衛権を認め、この限定を骨抜きにしてしまった。

昭和13（1938）年発行の海軍大臣官房編『軍艦外務令解説』によれば、戦前の軍隊の自衛権行使の条件は、「(1)国家又ハ其ノ国民ニ対シ、急迫セル危害アルコト。(2)危害ヲ除去スルニ、他ニ代ルベキ手段ナキコト。(3)危害ヲ排除スルニ、必要ナル程度ヲ超エザルコト。(4)危害ハ、自己ノ挑発シタルモノニ非ザルコト。(5)危害ガ自衛行為ヲ加ヘラレルベキモノノ不法行為又ハ怠慢ニ基クモノナルコト」であった。この(1)(2)(3)の要件は、従来の政府解釈による自衛権行使の3要件（①わが国に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）と文言が似ている。だが、両者には決定的な違いがある。

『軍艦外務令解説』は、満州事変と上海事変を自衛権行使の例とするが、安倍政権による変更前の政府解釈は、①の要件を「我が国に対する武力攻撃の発生」という外形的事実

自衛のつもりが 自衛にならな い 安倍流 9条加憲論

がある場合のみに限定していたため、満州事変や上海事変が再び起きる余地がなかった。だが、「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」を理由とする「解釈変更」により、要の安全装置である①の要件が破壊されてしまった（詳しくは、水島朝穂「ライブ講義 徹底分析！集団的自衛権」岩波書店参照）。だから、「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」が「自衛」の範囲の「解釈変更」の理由になるのであれば、新9条の「自衛」の範囲も同じ理由で拡大解釈されないという保証はない。北朝鮮でさえ、憲法60条で「自衛的軍事路線を貫徹する」と定めている。無自覚に「自衛」を押し出していくことの危うさは明らかではないか。

軍の「誇り」は暴走する

第四に、自衛隊の統合幕僚長（旧統合幕僚会議議長）には、政治の統制や防衛省内局などを意に介しない「政治的軍人」が多い。制服組トップの統合幕僚会議議長だった栗栖弘臣は、「いざ戦闘となれば自衛隊は独



グアムで演習する自衛隊員。英語では「Japanese soldiers」(日本の軍人)。(提供/AP・AFLO)

断する「徴兵制は有効だ」「いざとなれば超法規で戦闘突入する」と発言して解任されたし、航空自衛隊のトップ統合幕僚会議議長だった竹田五郎は、徴兵制は憲法違反という政府統一見解を公然と批判し、当時の政府がとっていた「防衛費GNP1%枠」と「専守防衛」も批判した。

第1次安倍政権の時に海幕長から統幕長になった齋藤隆は、「国家革新を唱える右翼的な人物」として、長らく公安当局にマークされていた。現在の安倍政権の河野克俊統幕長（同じく海上自衛隊出身）は、自衛隊を憲法に明記する提案を「非常にありがたい」と述べた。政治に介入しないというプロの軍人としての矜持すらない。自衛隊では、このような危険な「政治的軍人」がトップに座ってきた。

元自衛官の佐藤正久参議院議員は「まずは自衛官が誇りを持って任務

を遂行できる環境をつくることを優先すべきだ」と述べていた。

警察、海上保安庁、消防は憲法上の機関ではない。自衛隊が憲法に明記されれば、自衛隊は天皇、国会、内閣、裁判所、会計検査院と並ぶ憲法上の機関に格上げされ、自衛隊に一定の権威が与えられることになる。今も暴走している「政治的軍人」やそれを支援する「軍事過多」の政治家たちが新9条により「誇り」を持ったとたん、軍隊が大きな顔をする社会になることは目に見えている。

「戦時社会」がやってくる

彼らは、新9条をフル活用し、市民社会に軍事的思考が浸透していくだろう。

「改憲により、自衛隊は今や憲法上の権威ある軍隊となった。国民はますます防衛に親しむ必要がある。今後は堂々と、企業や学校での体験入隊の推進、自衛隊入隊者の進学・就職の優遇措置、学校での防衛思想の普及をお願いしたい。自衛隊の軍事訓練に国民は積極的に参加された。参加は任意だが、北朝鮮や中国の脅威が高まっており、憲法に明記された防衛思想を真剣に考えるならば、参加しないのはいかなるものか。皆さん参加されていますよ」。あなた、こんな社会を望むのか。

最後に、自衛隊を明記したとしても、自衛隊は9条2項の「戦力」不

保持の規範的影響は受け続ける。そうすると、政府が軍拡を行なったとしても、それは「自衛力」の範囲内である。強弁を続けることになる。結果、「戦力」概念の骨抜き、換骨奪胎が完成する。そして、新たな自衛隊の根拠規定は独り歩きを始める。

自衛隊違憲論は消えない

そうなれば、これまで9条2項が自衛隊に対して果たしてきた立憲的統制のダイナミズムが崩壊して、「自衛隊」のまま「軍隊」となる。「憲法条文内のクーデター」と言えようか。

他方で、新9条で自衛隊「自体」

が合憲になったとしても、自衛隊の個別の「装備・人員」が「戦力」に当たれることはあり得るから、自衛隊の違憲性は問われ続ける。そうなれば、「神学論争をやめよう」という「印象操作」が蔓延し、9条2項が葬ら

れるのは時間の問題である。

安倍首相は、この改憲により「自衛隊違憲論を一掃する」という。9条の問題は、言論や学問の自由とも深く関わっているのである。

.....
みずしま あさほ・早稲田大学教授。

憲法的平和主義 (Verfassungspazifismus) を考える

水 島 朝 穂

— はじめに——何でも憲法改正へ？

「憲法は、一三歳の少女(横田めぐみさん)の人生を守れなかった」「一九七七年に西ドイツはハイジャック犯を射殺して人質を奪還し、世界から喝采された。何度も憲法改正をしてきたからできた」。これは、安倍晋三首相が、二〇一三年二月一五日の自民党憲法改正推進本部で行った挨拶である⁽¹⁾。安倍首相はこの時、憲法九条を改正して「国防軍」にする必要性も説き、「自衛隊 (Self-Defense Forces) が海外では selfish (わがままな) と評される」から、「自衛隊に誇りを与えるため、「国防軍への」改称が必要だ」と強調したという⁽²⁾。まず、憲法の平和主義が拉致問題解決にどのような障

害になっているのか。まったく意味不明である。また、旧西ドイツ赤軍 (RAF) のハイジャック事件 (モガディシオ空港事件) での対テロ特殊部隊の活動が念頭にありようだが、GSG9 は連邦軍ではなく、連邦国境警備隊 (現在の連邦警察) の部隊である。憲法改正の問題につなげるには無理がある。さらに、この挨拶では、海外で「わがまま」と受けとられるから「国防軍」に改称すべきだと熱く語りながら、昨年五月三日、憲法九条二項 (戦力不保持) をそのまま維持した上で「自衛隊」を条文上明記する「九条加憲」論を唐突に提起した⁽³⁾。九条に「自衛隊」を明記すれば、「わがまま」と受けとられる状態が続くのではないか。論理的整合性がとれない。

二 憲法が平和について定めるといふこと

「戦争と平和」をめぐる問題は基本的に、国家と国家の関係律する国際法の問題であった。ウェストフアリア講和条約 (一六四八年) において、まずは戦争行為の主体の制限 (国家に限定) が行われた。次いで、戦争の「始め方」(宣戦布告) と「終わり方」(休戦・講和) のルール化 (Jus ad bellum) が行われ、捕虜や非戦闘員の扱い、特定兵器の使用禁止 (不必要な苦痛禁止原則) など、戦争中の「やり方」のルール化 (Jus in bello) がなされていく。

他方、憲法は一国の最高法規、基本法である。その憲法が当該国家の対外的権力行使 (武力行使等) に方向づけを与え、これを規制している事例は、近代憲法史のなかで、さまざま確認できる。その最も古い例がフランス一七九一年憲法第六篇一条一項である。「フランス国民は征服を行なうことを目的とするいかなる戦争を企てることをも放棄し、かついかなる人民の自由に対してその武力を決して行使しない」。

ここで注目されるのは、国家の対外的権力行使としての戦争のうち、特定の目的のものを自ら放棄していることである。また、人民の自由を抑圧するために軍事力を用いることが厳格に禁止されている。この場合の「人

安倍首相の憲法改正論の特徴は、憲法という論理性、体系性、安定性、継続性が特に重視されるものを論ずるにあたっての自覚や緊張感が著しく欠けていることである。その時々話題となった事柄に飛びついて、そのまま改正理由につなげてしまう。憲法を変えることが自己目的化されており、なぜ変えるのかという理由は後からついてくる傾きが強い。

安倍流改憲三点セット (1) 「占領下で制定された憲法だから」 (2) 「制定から時間がたち現実に合わない」 (3) 「我々の手で憲法を作ること時代 (未来) を切り開いていける」について、これが一四年前に登場した時点で筆者は批判している⁽⁴⁾。近年では、北朝鮮の核・ミサイル問題、中国の海洋進出を過度に強調して、「安全保障環境が変わったから憲法を変える」とする主張が前面に出てきた。憲法という国の根本的な法に関わる問題と、安全保障をめぐる状況変化や対応の方法論に関わる問題とは通常は区別して論ずべきものである。ところが、この国では、そうした問題を一緒にして憲法改正につなげてしまう。「憲法とは何か」という根本問題が置き去りにされて議論される傾きにある。そこで、本稿では、そもそも憲法が平和やそのありようについて定めるとはどういうことなのかについて考えてみよう⁽⁵⁾。

民」とは自国民を含むので、対内的な権力行使は警察の任務であって、軍隊はあくまでも対外的に使用されるという制限を加えるものとなった。平和に関する「古典的な先駆け条項 (Pionier-Artikel)」とされる所以である⁽⁶⁾。これを嚆矢として、各国の憲法はさまざまな平和条項を持つようになる。

第一次世界大戦の多大の犠牲の上に、戦争の違法化の時代が始まる。一九二八年の「不戦条約」(戦争放棄ニ関スル条約)は侵略戦争を禁止し、紛争の平和的解決を義務づけた。だが、一〇年あまりで再び世界大戦に突入する。戦争放棄条約といっても、自衛戦争は禁止されていないから、すべての国は「自衛戦争」を主張した。例えば、一九四一年二月八日の天皇の「開戦の詔勅」には、「帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ」とあり、ハワイ真珠湾攻撃とマレー半島コタバル上陸作戦は、まさに「自存自衛」の戦争として正当化された。

第二次世界大戦の悲惨な結果を受けて、国際連合憲章が生まれた。これにより「戦争違法化」は「武力行使違法化」へと進む。国家による「暴力の独占」の明確化からおよそ三〇〇年がたって、国家はその独占した暴力を、武力行使(威嚇)という形で発動することを一般的に禁止されるに至った(憲章二条四項)。まさに「国連によ

る暴力独占」である。

ただ、国連憲章は武力行使を二つの場合のみ例外的に認めた。一つは、国連軍による武力行使(憲章四二条、四三条)であり、もう一つは個別のおよび集団的自衛権(同五一条)である。第二次世界大戦がすべて「自衛権」を口実に行われたことへの反省として、国連憲章は自衛権の行使について、二つの制限を課している。第一に自衛権の発動要件を「武力攻撃が発生した場合」という形で、武力攻撃の現在性を要求し、将来の可能性を根拠にした事前、前倒し、予防的な行使、つまり先制自衛を認めていないことである。第二に、国連安保理が「必要な措置をとるまでの間」という時間的限定を付しており、いつまでも無制限に行使できるわけではないことである。集団的自衛権にしても、国連の集団安全保障のなかで暫定的に認められたにすぎない。あえて言えば、集団的自衛権は集団安全保障にとって「異物」であり、将来的には一九世紀的な「遺物」として「なくなるべきもの」である⁽⁷⁾。

国連憲章が加盟各国に武力行使(威嚇)を一般的に禁止し、かつ自衛権行使に対しても負荷をかけた認め方をしたことの結果として、戦後の各国憲法の平和条項に変化が生まれた⁽⁸⁾。例えば、フランス第四共和制憲法(一九四六年)の前文は、「征服を目的とするいかなる戦

争を企てず、また、いかなる人民の自由に対しても武力を一切行使しない」と定める。またイタリア憲法(一九四七年)一一条は、「他国民の自由に対する攻撃的手段としての、および国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し……」と規定している。

戦後初期には、ドイツの西側占領地区の州(ラント)憲法も制定されている⁽⁹⁾。平和主義は教育目標に文言上入れられたり、前文で理念がうたわれたり、諸国民の共同生活などの形で書かれたりしているが、とりわけヘッセン憲法(一九四六年)六九条一項二文は、「戦争は禁止される」と明確に規定し、二項で「戦争を準備することを故意にもくろむいかなる行為も違憲である」と定めている⁽¹⁰⁾。戦争を禁止するだけでなく、その準備行為を違憲とするところまで徹底した憲法は史上初めてといえる。

この流れのなかで、ドイツ基本法(一九四九年)二六条一項は、次のように定める。「諸国民が平和のうちに共生することを妨げ、とりわけ侵略戦争の遂行準備行為に資するとともに、そのような意図をもってなされる行為は、違憲である。かかる行為は、これを処罰するものとする」と。「侵略戦争」のみが問題にされ、「自衛戦争」は否定されていないことから、ドイツでは、七回目の基本法改正(一九五六年)で軍事法システムⅡ防衛憲

法(Wehrverfassung)が導入された(国防軍の設置等)。

これに対して、日本国憲法(一九四六年)は、ペーター・ヘーベルレによれば、「平和主義的な特質において世界的に有名」とされ、その前文は「国の憲法を制定した者たちに可能な、平和への信念(Friedensglaube)の最も強い定式化」と評される。ヘーベルレはこれを「憲法的平和主義」(Verfassungspazifismus)と呼ぶ⁽¹¹⁾。

ヘーベルレは、平和思想が「平和の言語」として、各国の憲法や国際諸条約のなかにもどのように採用されていたかを詳細に分析している。平和思想は、憲法前文や立憲国家の基本価値のなかで「平和原理」となり、基本権の構成要素ともなり(「平和に生きる権利」へ)、また憲法上の教育目標や、国家的権限分配規範において意味をもってくるなど、その表現形態は多様である⁽¹²⁾。

三 日本国憲法の「憲法的平和主義」

日本国憲法は徹底した平和主義を採用し、それは比較憲法史的にも際立った特徴をなしている⁽¹³⁾。前文では、平和の「守り方」と「創り方」の一般原則を明快に宣言するとともに、第九条において、国家が「してはならないこと」を明確に定めている(禁止規範)。九条の一項で放棄された国家の武力発動形態には、「国権の発動たる戦争」「武力の行使」、そして「武力による威嚇」の三

つがある。国連憲章が「戦争」という文言を、少なくとも安全保障をめぐる基本条項では使用せず、「武力による威嚇」と「武力の行使」という表現に限定し（二条四項）、「実質的な意味での戦争」の抑制に向かったのを受けて、日本国憲法九条一項は、「不戦条約」で放棄された「戦争」を含む三つの形態を列挙することによって、不戦条約から国連憲章に至る「戦争と平和」の法発展を再確認したものと見える。

日本国憲法の「憲法的平和主義」の特筆すべき点は、九条二項において、「陸海空軍」という典型的な国家暴力装置の形態だけでなく、「その他の戦力」という形で、幅広く軍隊類似の組織の不保持を明確にしたことである。例外の余地のない形で交戦権を否認したことも忘れてはならない。戦力不保持と交戦権否認をセットにした憲法九条二項こそ、従来の立憲主義憲法が試みてきた軍事力に対する立憲的統制（「普通の平和憲法」）からの跳躍ないし飛躍とみることができらるだろう。

二〇世紀前半は、核兵器の開発と使用という、軍事技術面で質的变化が生まれた時代でもあった。国連憲章の調印日は、広島原爆投下の四一日前だった。その意味で、国連憲章は「通常兵器の時代の産物」と言えなくもない。国連自身の武力行使（憲章七章の国連軍）と自衛権の容認は、あくまでも通常兵器を前提としたものであ

ることを示唆する。日本国憲法が一切の軍事的切り札を放棄した根底には、人類の歴史で初めての核兵器による殺戮の事実が沈殿していると言えよう⁽¹⁴⁾。

日本国憲法は、「ヒロシマ・ナガサキ」の惨禍と、二〇世紀半ばの「戦争と平和」をめぐる時代認識を基礎に、戦争一般の放棄にとどまらず、その効果を手段（戦力不保持、交戦権否認）のレヴェルにまで徹底した。同時に、平和的生存権の保障によって、「人間と平和の法」に向けた一歩を踏み出したのである。

繰り返しになるが、なぜ憲法が平和やそのあり方にについて前文や条文で定めるようになったのか。権力制限規範である憲法が、平和主義条項（平和的行為規範）によって、国家の対外的権力行使に制限を加え、一定の方向にオリエンテーションを行う。対外政策の場合、条約締結から国際関係処理まで、政府の裁量の幅はきわめて広い。一定の方向づけを行うという場合、日本国憲法の場合には前文第二段および九条の存在によって、「軍事力によらない平和」が平和主義的要請となる。統治原理としての無軍備平和主義、人権原理としての平和的生存権がこの国の「憲法的平和主義」の核心をなし、これが六〇年以上にわたって、「軍事的なるもの」の持続可能な統制（立憲的ダイナミズム）⁽¹⁵⁾となってきたのである。

四 「憲法的平和主義」の危機

日本国憲法をめぐる状況はきわめて複雑である。二〇一二年の自民党憲法改正草案は、九条二項を改めて「国防軍」を設置するという、その限りで明確でわかりやすいものだった。ところが、安倍晋三首相は、『読売新聞』二〇一七年五月三日付のインタビュー（および同日の日本会議系集会でのビデオメッセージ）を通じて、九条の一項、二項をそのまま維持した上で、九条に自衛隊を明記するという改正案を唐突に提起した。しかも、「二〇二〇年に新しい憲法を施行したい」と期限まで切ったのである⁽¹⁶⁾。

六〇年以上にわたる政府解釈では、憲法九条二項が「陸海空軍その他の戦力」の不保持を明確に定めているから、自衛隊はこの「戦力」には該当せず、「自衛のため必要最小限度の実力」と位置づけられてきた。だからこそ、政府は、集団的自衛権の行使はその「必要最小限度」を超えるから違憲という解釈を維持してきたわけである。その政府解釈を二〇一四年の「七・一閣議決定」で覆し⁽¹⁷⁾、いわば「解釈改憲」を押し進めた安倍首相が、一転して、戦力の不保持を定めた九条二項をそのままにして、自衛隊の根拠規定だけを憲法に新たに追加するという「明文改憲」の提案を行ったのである。論

理的説明は不可能に近い。しかし、二〇一八年三月二五日の自民党大会において、この首相の提案が党の改憲指針となった。

安倍首相はまた、自衛隊明記により「自衛隊違憲論を一掃する」という。だが、自衛隊を明記したとしても、自衛隊は九条二項の「戦力」不保持の規範的影響は受け続ける。政府解釈では、九条二項の「戦力」と「自衛のための必要最小限度の実力」である「自衛力」は別次元の概念であるから、自衛隊を明記したとしても、「自衛力」である自衛隊は九条二項の「戦力」不保持の規範による制限を受け続ける。

他方で、政府は、軍拡を行ったとしても「自衛力」の範囲内であると強弁を続けることになるだろう。結果、「戦力」概念の骨抜き、換骨奪胎が完成する。そして、新たな自衛隊の根拠規定は独り歩きを始める。そうなれば、これまで九条二項が自衛隊に対して果たしてきた立憲的統制のダイナミズムが崩壊して、「自衛隊」のまま「軍隊」となる。「憲法条文内のクーデター」と言えようか⁽¹⁸⁾。

安倍首相は、北朝鮮の核・ミサイル問題をことさらに強調し、「安全保障関係が変わったから憲法を改正する」ということを主張してきた。昨年八月のミサイル発射で「アラート（全国瞬時警報システム）を鳴り響かせたが、

このミサイルは最高高度約五五〇キロで日本「上空」を通過した。九月のミサイルの方は最高高度八〇〇キロだった。政府は日本「上空」というけれども、国際宇宙ステーションは高度四〇〇キロを飛行している。これでは「上空」といっても宇宙空間ではないか⁽¹⁹⁾。北朝鮮の核・ミサイルの恐怖と不安をことさらにあおって、憲法改正に強引につなげる手法は要注意である。

二〇一八年に入って、とりわけ平昌オリンピック以降、東アジアの「安全保障環境」は激変した。六月二日の米朝首脳会談は、その転換点となるものだった⁽²⁰⁾。米朝首脳会談の「共同合意文」には、(1)新しい米朝関係の構築、(2)朝鮮半島における持続的で安定した平和体制を構築、(3)朝鮮半島の完全な非核化のための努力、(4)戦時捕虜と戦闘中行方不明者の遺憾発掘が挙げられていた。ほんの九カ月前までは、お互いを「錯乱した老いぼれ」、「小さなロケットマン」と罵倒して、いまにも戦争になるような勢いと傾きだった。その二人が握手をして会談し、ワーキングランチまでしたのである。トランプ大統領は自分専用の直通の電話番号を金正恩國務委員長に教えたという。少なくとも双方は「コミュニケーションをとれる状態になっている」。

二人の指導者が国家を代表して、国家間の合意文書に署名し、世界に公表した事実は重い。「朝鮮半島の完全歴史の当事者として、日本の市民もこれと向き合うべきである。少なくとも、安倍首相のいう「安全保障環境が変わったから憲法を変える」という議論がもはや成り立たないことだけは確かだろう⁽²¹⁾。東アジアの新しい状況を見通した、日本国憲法の「憲法的平和主義」の創造的具体化と発展が求められている⁽²²⁾。

注

- (1) 『産経新聞』二〇一三年二月一六日付。
- (2) 『読売新聞』二〇一三年二月一六日付。
- (3) 最近では、水島朝穂「安倍「九条加憲」に対案は必要ない——憲法改正の「作法」」『世界』二〇一八年一月号四一七—一頁参照。
- (4) 安倍晋三(当時自民党幹事長)インタビュ(論座)『朝日新聞社』二〇〇四年二月号)に対する私の批判については、水島朝穂「理念なき改憲論より高次の現実主義を」『論座』同三月号一八四—一九一頁参照。http://www.asaho.com/jpn/bkno/2004/0315.html に収録。
- (5) 詳しくは、水島朝穂『平和の憲法政策論』(日本評論社、二〇一七年)参照。
- (6) Peter Haberle, Die "Kultur des Friedens" — Thema der universalen Verfassungslehre. Oder: Das Prinzip Frieden, Berlin 2017, S. 34.
- (7) 水島朝穂『ライオン講義 徹底分析！ 集団的自衛

な非核化」という文言は、「完全かつ検証可能で不可逆的非核化」(CVID)とは確かに距離があり、課題は山積である。だが、どんなに不十分な内容であっても、平和に向けた国家間の合意文書ができたことそれ自体は評価されるべきである。韓国の『ハンギョレ新聞』六月三日付(電子版)社説は、「両首脳の出会い自体が「歴史的イベント」ととらえ、「非核化ロードマップ」の具体化はできなかったが、北朝鮮と米国が新しい時代の扉を開いた」と書いている。東アジアの「安全保障環境」は一触即発の緊迫状態から明らかに変化した。かつてソウル大学の張達重教授は、二〇〇〇年の南北首脳会談以降の状況を、「全面的対決関係」から「制限的対決」と「制限的相互依存」関係への発展と特徴づけた⁽²³⁾。その後、「制限的対決」関係の時期が続くなか、五月の南北首脳会談と六月の米朝首脳会談を経由して、張教授のいう「全面的相互依存」の平和的關係を見通した「制限的相互依存」の關係の過程に入ったのか。慎重に見極めていく必要があるだろう。

「ベルリンの壁」崩壊から三〇年遅れて、アジアにおける冷戦も終わりを迎えるのか。その扉を開ける人物たちの圧倒的な「個性」(その不純な動機)に目を奪われて、歴史の巨大な転換に対して、冷笑的な態度をとるべきではないだろう。悲観も楽観もせず、傍観者でもなく、

- 権』(岩波書店、二〇一五年)五三一—六七頁参照。
- (8) Peter Haberle, aa. O., S. 36-40.
- (9) Peter Haberle, aa. O., S. 48.
- (10) Peter Haberle, aa. O., S. S. 46f.
- (11) Peter Haberle, aa. O., S. 124f.
- (12) Peter Haberle, aa. O., S. 149-165.
- (13) 以下の叙述は、水島朝穂「一八歳からはじめる憲法(第二版)」(法律文化社、二〇一六年)二〇—二三頁、同「戦争の放棄」杉原泰雄編「新版・体系憲法事典」(青林書院、二〇〇八年)三四八—三五三頁参照。
- (14) この前後の叙述は、水島・前掲『平和の憲法政策論』一三七—一三九頁参照。
- (15) 水島朝穂編『立憲的ダイナミズム・日本の安全保障』(岩波書店、二〇一四年)一一—一三頁。
- (16) 以下の叙述については、水島・前掲『世界』論文六四—七一頁参照。
- (17) 水島・前掲『平和の憲法政策論』二一六—二二七頁参照。
- (18) 水島・前掲『世界』論文六八頁。
- (19) 水島・前掲『世界』論文六六頁参照。
- (20) 水島朝穂・直言「米朝首脳会談の先に見えるもの——東アジアの歴史的転換」http://www.asaho.com/jpn/bkno/2018/0618.html
- (21) 水島朝穂・直言「北東アジアの安全保障を考える」(c—元)http://www.asaho.com/jpn/bkno/2002/1125.

html

(22) 北朝鮮の弾道ミサイル発射を想定した「Jアラート」による住民避難訓練が六月二一日の時点で中止されたが、二〇〇〇億円規模の地上配備型迎撃システム（イージス・ファンコア）の導入・配備は変更されない。（『東京新聞』二〇一八年六月二二日付）。

(23) とりあえず、水島・前掲『平和の憲法政策論』二九八―三一一頁参照。

（早稲田大学教授）

立憲主義からの逃走

昨年3月から半年間、在外研究のためドイツ・ボンに滞在した。英国の欧州連合(EU)離脱、テロ事件、難民問題など、激動の欧州を肌で感じた。1961年から28年続いた「ベルリンの壁」が崩壊して「ポーランド化」が急激に進み、それが27年余り続いたところで、「メキシコ国境に壁を築く」と言う米大統領が登場する。「壁」思考の再来である。

「孤立主義」と「異質な他者の排除を両輪として、21世紀における封建的な「家産国家」や「人治主義」の復活の兆しさえある。永遠のファシズム」の著者で昨年没したウンベルト・エーコの基準でトランプを診断すると、全14項目のファ

年始評論 早稲田大教授・水島朝穂

シズムの特徴のうち「知的世界への不信」「人種主義」など8項目があてはまる、とドイツのシュピーゲル誌が報じている。世界的に見れば、トランプ新政権の誕生はまさしく歴史反動であり、とりわけ人権保障と権力分立を基軸とする立憲主義に対する挑戦となるだろう。

トランプ当選直後の声明でドイツのメルケル首相は、「ドイツと米国は出自、肌の色、宗教、性別などを問わず、自由と民主主義、法と人間の尊厳の尊重という共通の価値観で結ばれている」と強調し、こうした価値観の共有が「密接な協力」の条件になると述べた。これは、ヒスパニック系や黒人、イスラム教徒、女性、性的マイノリティー



ステンドグラス

15 of 15

ポピュリズム 世界で増殖中

らへの激しい差別的言動を展開するトランプ新大統領への見事な苦言であり、牽制(けんせい)といえるだろう。

いま世界中で右翼ポピュリズム政権が増殖中である。

すでに欧州ではハンガリー、ポーランドなど6カ国。年末のオーストリアではかろうじて阻止されたが、今年予定されているオランダ総選挙、フランス大統領選挙、ドイツ総選挙で極右の躍進が予測されている。難民やイスラム教徒の排斥、国民投票のような直接民主制の強化、伝統的家族の復権などが共通して主張されているが、立憲主義への権力者の嫌悪も共通して確認でき

る。 思えば、90年代東欧における「立憲主義のルネサンス」と呼ばれる現象の中心には、違憲審査制ないし憲法裁判所への関心の高まりがあった。ドイツの連邦憲



みずしま・あさほ 1953年東京都生まれ、早稲田大学学術院教授。専攻は憲法・法政策論。広島大助教授などを歴任。「戦争とたたかう」「立憲的ダイナミズム」など著書多数。

法裁判所が重要なモデルとなり、基本権侵害に対する救済手段である「憲法異議」の制度も東・中欧諸国(旧社会主義国)に受け継がれていった。

だが、近年ハンガリーでは「立憲主義からの逃走」が起きている。4年で18回も憲法改正が繰り返され、「違憲の法律の憲法化」も進んでいる。「基本法」という名の新憲法まで制定され、政府の意のままに憲法が操作されている。憲法裁判所の弱体化も著しい。権威主義的指導者によるスピーディーな政権運営にとって、立憲主義の仕組みはいずれでも不都合な存在となっている。

今年、日本国憲法は施行から丸70年を迎える。環境保全や緊急事態条項などから始まった「お試し改憲」路線は、天皇譲位や参議院の議員定数不均衡問題(合区)まで持ち出して、「何でもよいからとにかく憲法を変える」という没論理の世界に飛翔(ひしょう)している。この国でもまた、「立憲主義からの逃走」が始まってしまっただろうか。

(憲法学者)

文化